



# 人権週間特集号

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262

🌐 <http://www.city.arakawa.tokyo.jp/>

📱 <http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/>

## 人権週間事業講演会

### 子ども虐待を防ぐために ～地域における支援と児童相談所の役割

**日時** 12月7日(土)午後2時～4時  
※開場は、午後1時30分から

**会場** ムーブ町屋3階ムーブホール

**定員** 250人(申込順) ※手話通訳、車いす席があります

#### 講師

川松 亮氏 (明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授)

児童福祉を専門とし、NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事、大田区児童相談所設置アドバイザーを務める。元児童福祉司。



**託児** 2歳以上の未就学児・4人(申込順)

**費用** 無料

**申込方法** 電話・ファクス・電子メール・2次元バーコード(下)で、事業名、氏名(ふりがな)、電話番号、参加人数、車いす席希望の有無を、荒川さつき会館へ

☎(3802)2050

FAX(3802)2998

✉satsuki-kaikan@city.arakawa.tokyo.jp



人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利です。「人権週間」の機会に、改めて人権の大切さや、人権の守られる地域社会を築くために自分ができることについて考えてみませんか。

「問合せ」総務企画課人権推進係  
☎内線2271

## 人権パネル展

区立小・中学校の児童・生徒の人権作品等、北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネルを展示します。

**期間** 11月29日(金)～12月10日(火)

**会場・時間**

- ▶荒川さつき会館 午前9時～午後5時
- ▶南千住図書館 午前9時30分～午後7時30分(12月1日・8日(日)は午後5時まで)

## 児童虐待防止パネル展

11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、パネルを展示します。

**期間** 12月6日(金)まで

**会場** 区役所1階ロビー

## あらかわ人権標語展

区立小・中学校の児童・生徒が、いじめについての学習の中で、人権標語を作成しました。そのうちの学校代表の標語を展示します。

**期間** 12月17日(火)～27日(金)

**会場** 区役所1階ロビー



12月4日～10日は人権週間

12月10日は人権デー

みんなので築こう  
人権の世紀

考えよう相手の気持ち  
未来へつなげよう  
違いを認め合う心

## 誰かが幸せに生きていける社会



荒川区長 西川 太一郎

来年はいよいよ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催となります。

オリンピック憲章におけるオリンピックの根本原則では、スポーツをすることは人権の一つであり、オリンピック憲章に定める権利および自由は、いかなる差別も受けることなく、確実に享受されなければならぬ。とうたわれております。

我が国は、競技大会の開催国として、さまざまな個性を持った人々を受け入れ、共に生きていく社会の実現に努めていかなければなりません。

しかし、現実にはまだ世界各地で紛争や、難民問題等の深刻な人権侵害が絶えず、我が国でも、言葉や文化が異なる人々への差別や偏見、子ども、障がい者、高齢者等の社会的に弱い立場にある人に対する虐待等の人権問題が依然として存在しています。

すべての人が自分らしく、他の人々と共に幸せに生きていくためには、相手を思いやり、互いに助け合うことが大切です。それは、荒川区に根づいている、郷土と地域を愛し、人を思いやる温かい心と共通するものです。

区はこれからも、こうした地域力を活かして、すべての人が幸せに生きていける地域社会の実現に向けて、人権問題の解決に全力で取り組んでまいりますので、ご支援・ご協力をお願いします。



# お互いを認め合い、思いやりがあふれる地域社会を目指して



## 外国人

- ▶外国人は、多様な文化、価値観、ライフスタイルを持っており、こうした違いやそれらに対する無理解により、外国人であることを理由とした就職差別や賃貸住宅への入居拒否等が発生しています。また、特定の民族・国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題になっています。
- ▶東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等をきっかけに外国人と接する機会はますます増加することが予想されます。
- ▶それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れ、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

**ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月施行）**  
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」では、不当な差別的言動は許されないことを宣言しています。

**東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例**  
東京都が、平成30年10月に制定したもので、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進のための規定を設けています。

## 障がい者

- ▶障がい者が日常生活や社会生活を営む上で、障がいへの無理解から生じる偏見や差別、建物・施設等の段差や移動手段等の物理的な障壁、情報収集やコミュニケーションに関する障壁、就職や生活に関わる制度・慣行的な障壁等さまざまな障壁が存在し、このような障壁を取り除いていくことが求められています。
- ▶障がいの有無にかかわらず、お互いを理解し、共に支え合う地域社会にしていけることが大切です。

**障害者差別解消法（平成28年4月施行）**  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。

合理的配慮の例
---------

- 段差がある場合にスロープ等を使って補助する ●通路を広くする
- 点字や筆談等、伝達手段を工夫する ●障がいの特性に応じて座席等を用意する

**12月3日～9日は障害者週間**  
平成16年6月の障害者基本法の改正により定められました。

## インターネットによる人権侵害

- ▶スマートフォンやタブレット端末等の通信機器の普及し、時間や場所を問わずインターネットに接続できるようになり、利便性が高まり情報発信が容易になる一方、匿名性等を悪用したプライバシー侵害や名誉棄損等の人権侵害が発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。
- ▶中でも、インターネットを利用した差別的な書き込みや、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、同和問題（部落差別）に関して差別を助長するような内容の書き込み等が深刻な問題となっています。
- ▶インターネットの利用にあたっては、その利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに、情報が悪用されることのないようセキュリティにも留意することが大切です。

**人権侵害の例**

- 特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な書き込み
- SNSや無料通話アプリ等を使いたいじめ
- 個人が特定される写真や動画の無断掲載
- 個人情報（名前・住所・電話番号・メールアドレス等）の無断公開等

## 子ども

- ▶全国的に急増している児童虐待や、いじめ、不登校、体罰、児童売春、児童ポルノ等、子どもを巡る人権問題は、周囲の目につくにくいところで発生しており、子ども自身が声を出せない、または声を出しにくい状況にあります。
- ▶未来を担う子ども達を一人の人間として尊重し、温かく見守り、健やかな成長を支える地域社会にしていけることが大切です。

児童虐待とは			
子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害であり、次の4種類に分類されます。			
身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
<ul style="list-style-type: none"> <li>●たたく、殴る、蹴る</li> <li>●やけどを負わせる</li> <li>●投げ落とす</li> <li>●溺れさせる</li> <li>●激しく揺さぶる</li> <li>●首を絞める 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもへの性的行為・暴行</li> <li>●性器や性交を見せる</li> <li>●ポルノグラフィの被写体にする 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家に閉じ込める</li> <li>●自動車の中に放置する</li> <li>●食事を与えない</li> <li>●ひどく不潔にする</li> <li>●病気なのに病院へ連れていかない 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●言葉による脅し、脅迫</li> <li>●無視、拒否的な態度</li> <li>●兄弟・姉妹間での差別的扱い</li> <li>●子どもの前での家族への暴力 等</li> </ul>

## 性自認・性的指向

- ▶性自認とは、自分自身の性別に対する自分の認識で、「心の性」と言われることもあります。心と体の性が一致していないことによる周囲からの偏見の目や差別的な取り扱い、自分が望む性別で生活が送れないことに対する葛藤等で、悩み、苦しんでいる人がいます。
- ▶性的指向とは、恋愛や性愛の対象の方向を示すもので、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。性的指向が同性や両性に向いていることにより、周囲から興味本位で見られる等、差別や偏見に悩み、苦しんでいる人がいます。
- ▶性自認および性的指向に関しては、LGBT（右記）等と呼ばれることもあります。
- ▶性は多様であることについて理解を深め、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

**東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例**  
東京都が、平成30年10月に制定したもので、性自認や性的指向を理由とする不当な差別の解消および啓発等の推進を趣旨とした規定を設けています。

**LGBTとは**  
次の言葉の頭文字を取って作られた言葉です。

- ①レズビアン……………女性同性愛者
- ②ゲイ……………男性同性愛者
- ③バイセクシュアル……………両性愛者
- ④トランスジェンダー……体の性に違和感を持つ人

上記のほか、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や自分の性を決められない、わからない人など、さまざまな人がいます。

## 女性

- ▶性別に基づく差別や固定的な役割分担意識は、いまだに人々の意識や社会の慣行の中に見受けられ、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益な処遇等の問題のほか、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、性犯罪等の重大事案も発生しています。
- ▶女性も男性も性別に関わらず、相互の立場を尊重し、協力し合える地域社会にしていけることが大切です。

## 高齢者

- ▶人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となる中、年齢を理由とした就職差別や賃貸住宅の入居拒否、介護者による身体的・心理的虐待、無断での財産処分等が問題となっており、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法等も後を絶ちません。
- ▶高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らせる地域社会にしていけることが大切です。

## 災害に伴う偏見や差別

- ▶過去の災害時には、風評に基づく心ない嫌がらせ等が発生し、避難所等においては、プライバシーの確保や高齢者・障がい者等に対する配慮等が課題となりました。
- ▶災害は人命だけでなく、日々の生活や働く場を奪う等の大きな被害をもたらします。困っているときだからこそ、偏見や差別を排し、お互いを思いやり、支え合っていくことが大切です。

## 路上生活者

- ▶景気や産業構造の変化等の社会的な要因等を背景に、路上生活を余儀なくされている路上生活者に対して、偏見や差別意識等から、嫌がらせや暴行事件等の事案が発生しています。
- ▶路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性を理解し、偏見や差別のない地域社会にしていけることが大切です。

## アイヌの人々

- ▶北海道を中心とした地域に古くから住む先住民族として、独自の生活様式と文化を築いてきたアイヌの人々は、明治以降の政策により、生活基盤や文化が失われ、さまざまな差別を受けてきました。
- ▶令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。

- ▶現在、都内にもアイヌの人々が暮らしており、その歴史・文化等について正しく理解し、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

## 人身取引

- ▶性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。
- ▶国は、平成16年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置するとともに、平成26年には「人身取引対策行動計画2014」を策定する等、国を挙げて防止に向けた取り組みを行っています。

## ハラスメント

- ▶嫌がらせやいじめを意味するハラスメント（右記）には、さまざまな種類があり、職場や日常生活等の場面で、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える発言や行動が問題となっています。
- ▶常に相手の立場に配慮した言動を心がけることが大切です。

### ハラスメントの例

- セクシュアル・ハラスメント——相手の意に反する不快な性的言動
- マタニティ・ハラスメント——妊娠・出産等を理由とする不利益な処遇等
- パワー・ハラスメント——職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為等
- カスタマー・ハラスメント——顧客や取引先からの著しい迷惑行為

## 犯罪被害者とその家族

- ▶犯罪被害には、犯罪による身体、財産等の直接的被害のほか、メディアの過剰取材や周囲の心ないうわさ、中傷、偏見による精神的被害等の二次的被害があり、日常生活が一変することもあります。
- ▶誰もが犯罪被害者となる可能性があることを踏まえ、犯罪被害者やその家族の立場に立って考え、支援する地域社会にしていけることが大切です。

### 11月25日～12月1日は犯罪被害者週間

平成17年に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間が定められました。

## 刑を終えて出所した人

- ▶刑を終えて出所した人やその家族に対する、偏見等により、住居の確保や就職が困難であったり、悪意のあるうわさが流布されたりする等、社会復帰の際のさまたげとなっています。
- ▶罪を償い、更生し、社会の一員として円滑に暮らすためには、家族や職場、地域等が協力し、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

## HIV感染者やハンセン病患者等

- ▶HIV感染・エイズ、ハンセン病等の感染症は、病気に対する知識や理解が不足しているために、職場、医療現場、社会生活等のさまざまな場面において、患者や感染者、その家族が差別や偏見にさらされた歴史があります。
- ▶感染症に対する正しい知識と理解を深めることにより、差別や偏見のない地域社会にしていけることが大切です。

## 北朝鮮当局による拉致問題

- ▶1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局により、多くの日本人が拉致され、区内にも拉致の可能性のある特定失踪者が存在しています。
- ▶重大な人権侵害である拉致問題の解決は、国民的な課題であると同時に、国際社会全体で取り組むべき課題であり、関心と認識を深めていくことが大切です。

### 12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、本週間が定められました。

## 同和問題(部落差別)

- ▶歴史的な過程で作られた身分制度や人々の意識に起因する差別であり、我が国固有の重大な問題です。
- ▶同和地区（被差別部落）出身という理由だけで、就職、結婚等における差別や落書き等が発生しています。
- ▶インターネット上での悪質な書き込みや、不当な差別的扱いを助長・誘発するために、特定の地域を同和地区である旨を掲載する等の事案も発生しており、依然として問題が根深く存在しています。
- ▶平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現在も部落差別が存在しているとの前提に立ち、近年の情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況に変化が見られることを踏まえ、差別解消を推進し、部落差別のない社会の実現を図ることを目的に制定されました。
- ▶同和問題（部落差別）を正しく理解し、差別をせず、また、差別をさせない地域社会にしていけることが大切です。

# 人権擁護委員の活動を紹介します

人権擁護委員は、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発や、人権相談に応じる等の活動を行っています。

問合せ 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

## 普及啓発活動

### 全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

東京法務局等は、全国中学生人権作文コンテスト東京都大会を実施しています。令和元年度は、尾久八幡中学校2年・清水千尋さんの「高齢者虐待について」が作文委員会賞を受賞しました。

### 人権の花運動

協力して花を育てることで、命の大切さや、相手への思いやり等、豊かな人権感覚を身につけてもらうために実施しています。花を育てるにあたり、人権擁護委員が小学校を訪問し、人権の大切さ等を話しています。令和元年度は下記2校を訪問し、日々草とマリゴールドを育てました。



第六瑞光小学校の皆さん



汐入東小学校の皆さん

### 人権教室

互いに人権を尊重し合い、差別のない、誰もが幸福に暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、身近に人権問題を考える機会として、人権擁護委員が小・中学校の教室を訪問し人権の大切さを一緒に考えます。令和元年度は大門小学校、第六日暮里小学校、尾久八幡中学校を訪問します。

### 子どもたちの人権メッセージ発表会

東京法務局等が主催する子どもたちの人権メッセージ発表会で、荒川区代表として第六瑞光小学校5年・岡本ゆりさんが自分の考えを発表しました。

### 幸せな世の中に

第六瑞光小学校5年 岡本ゆりさん

私は、いじめによる自さつがおこったというニュースを観たことがあります。

学校の授業で、いじめは、重大な人権しん害になることを学びました。それなのに、いじめをする人がこの世の中にはいます。それは、とても悲しいことであり、人としてぜったいにゆるされないことです。

いじめられている人は苦しく、悲しいと思います。毎日、つらい気持ちで生活しているのだと思います。

いじている人はなにが楽しいのだろう?と思ったことがあります。相手を苦しめてしまうと、きっと大人になったときに大きな後かいてしてしまうと思います。また、いじめの場面を見て、知らないふりをしてしまうのも、いじめの一つになると思います。

私は今、楽しく幸せにすごしています。しかし、この世の中には、いじめられて悲しい思いをしながらすごしている人もいて、と考えるとさみしい気持ちになります。いじめは絶対に許されません。

私は、いじめがない世の中にしていきたいです。そのためには、自分には何ができるのかをよく考えて行動していきたいです。



### 相談活動

人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に人権擁護委員(下記参照)が応じます。秘密は厳守します。

日時 第2(木)午後1時30分～3時30分(予約制)

費用 無料

予約・問合せ 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

## 人権は壊れやすいもの

人権擁護委員 矢吹誠氏



基本的な人権は、「すべて人間は生まれながらにして自由かつ平等で、幸福を追求する権利を持つ」という天賦人権説に基づき、日本国憲法に規定されています。

しかし、昨今、「児童の虐待」、「外国人に対するいわれの無い差別」および「いじめ」のニュースが日々報道されているように、現在も基本的な人権の侵害は発生しています。

18世紀に天賦人権説による基本的な人権の尊重を表明した「アメリカ独立宣言」および「フランス革命」以降から現在までに、基本的な人権を認めない国家の体制や、人権を認めてはいても天賦人権説に基づくものではないとするものがあるなど、基本的な人権は、決していかなる国・時代においても保障されているものではありません。

このように、天賦人権説に基づき日本国憲法が「基本的な人権」を規定し

ていますが、基本的な人権は極めて壊れやすいものです。このため、日本国憲法では「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定しています。また、人権擁護委員法では、「人権擁護委員」が「人権思想の普及」に努めることが定められており、私も基本的な人権の確保のため、その普及に尽くしたいと思っています。

### 区内の人権擁護委員 (50音順・敬称略)

- ▶宇津井洋子
- ▶小林芳雄
- ▶高田正道
- ▶村井泰雄
- ▶大家康子
- ▶神真理子
- ▶新田知子
- ▶矢吹誠
- ▶小林美奈子
- ▶鈴木文男
- ▶松熊貴代

## 人権に関する相談機関

次の機関でも相談を受け付けています。

### 人権全般の相談

- ▶東京都人権プラザ  
(月)～(金)午前9時30分～午後5時30分  
☎(6722)0124・0125
- ▶東京法務局常設相談所  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎0570(003)110
- ▶子どものための相談
- ▶子ども家庭支援センター  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎(3805)5523
- ▶教育センター教育相談室(電話相談)  
(月)～(金)午前9時～午後5時  
☎(3801)4338
- ▶荒川区子どもの悩み110番  
(月)～(金)午前9時～午後5時  
☎0120(136)110
- ▶子どもの人権110番(東京法務局人権擁護部内)  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎0120(007)110

### 法律相談

- ▶人権に関する法律相談(区役所3階区民相談所)  
第3(木)午後1時～4時(来所相談:予約制)  
☎内線2145
- ▶夜間人権ホットライン(東京都人権プラザ)  
12月5日(木)午後5時～8時  
☎(6722)0127
- ▶「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談(東京都人権プラザ)  
(木)午後1時～4時(来所相談:予約制)  
[予約受付](月)～(金)午前9時30分～午後5時30分  
☎(6722)0124
- ▶障がい者(児)のための相談
- ▶障害者福祉課相談支援係(区役所1階)  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎内線2685
- ▶荒川たんぽぽセンター  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎(3891)6824
- ▶支援センターアゼリア  
第3(木)を除く午前9時～午後9時  
☎(3819)2343

### その他の相談機関

- ▶おとしよりなんでも相談(区役所2階高齢者福祉課内)  
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分  
☎内線2675
- ▶こころと生き方・DVなんでも相談(アクト21)  
DV(パートナーからの暴力)、夫婦・親子関係、職場・近隣の人間関係、自分自身の生き方、LGBT等に関する相談を行っています。  
第1(木)午後5時～8時  
第1(金)、第2(木)、第4(木) (金)午前10時～午後4時  
第2(金)、第3(木) (金)午後2時30分～8時  
第2(土)午前10時～午後3時  
☎(3809)2890
- ▶公益社団法人被害者支援都民センター  
(月)・(木) (金)午前9時30分～午後5時30分  
(火)・(水)午前9時30分～午後7時  
☎(5287)3336
- ▶同和問題に関する専門相談  
(火)・(金)午前9時～正午、午後1時～5時  
☎(6240)6035
- ▶東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談  
(火)・(金)午後6時～10時  
☎(3812)3727